

当社出向者による不適切な手段での情報取得事案に係る調査結果について

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：舘 誠一、以下「当社」）は、当社から金融機関への出向者が出向先金融機関の内部情報を出向先の許可なく持ち出していた事案※1 に関しまして、これまで全容の解明に向けた調査を進めてまいりましたが、調査が完了しましたことをご報告いたします。

※1 「当社に関する一部報道について」 <https://www.nw-life.co.jp/news/release/pdf/n250913.pdf>

お客さまをはじめ、関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしていますことを、心より深くお詫び申し上げます。このような事案を発生させたことを重く受け止め、発生原因を踏まえた再発防止策に全社を挙げて取り組むことで、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

1. 調査および調査結果の全体像

事案の全容解明に向けて、金融機関への出向者、ならびに出向元所属および管理組織の関係者へのヒアリング、スキャンデータ等の調査、キャビネットおよび個人ロッカー等の調査、ファイルサーバー保管ファイルの調査、メール等のデジタルフォレンジック調査等を実施しました。この結果、以下の事実関係が判明しました。

<金融機関への出向者による不適切な手段での情報取得の状況>

対象代理店数	2 金融機関代理店
件数	943 件
取得情報の内容	・ 他社商品、利率一覧表・設計書、研修資料等の他社情報 ・ 販売方針、社内評価基準、販売実績等の（金融機関）社内情報 ・ 従業員情報 等
主な目的	当社の金融機関本部担当者・営業担当者が、各金融機関の保険販売にかかる体制・特性・執行方針等の理解を深めるほか、販売状況を把握するなど、営業推進・営業支援策の検討を行う目的で活用していた。
発生期間	2019 年 4 月～2025 年 4 月

今般の調査によって判明した、不適切な手段によって情報を取得した出向者および情報を受領した金融機関本部担当者等の行為は、不正競争防止法における営業秘密保護および個人情報保護法の趣旨に照らして適切ではなかったものと考えています。

出向者による不適切な手段での情報取得に関し、金融機関本部担当者の求めに応じて出向者が情報取得を行っていましたが、その他関係者による明示的な指示は認められませんでした。

個人情報については、金融機関の従業員情報の取得が確認されました。また、顧客情報の取得が1件確認されましたが、不正な目的で取得したものではなく、即座に廃棄していたことが確認されました。

なお、金融機関内部の情報および個人情報のいずれについても、当社から当社グループ会社以外の第三者への共有は確認されていません。

2. 事案概要

2019年4月から2025年4月にかけて、当社から金融機関への出向者が、出向先金融機関の営業実績や利率表・設計書、他の保険会社の商品情報等に係る内部情報を出向先の許可なく、紙媒体の持出やスマートフォンで撮影した画像データの送信によって当社の金融機関本部担当者に提供していました。

金融機関の内部情報を受け取った金融機関本部担当者は、提供された情報の一部を部門の会議において参加者へ口頭で伝達、また要約した内容を資料に記載するなど、営業部門内の役員・社員等に共有していました。また、利率表・設計書については、商品部門にも連携していました。

また、金融機関本部担当者は、収集した情報を、各金融機関の体制・特性・執行方針等の理解を深めるほか、販売状況を把握するなど営業推進・営業支援策の検討等に活用していました。商品部門においては、商品開発等の情報について、基本的には公表前の情報は活用していませんでした※2。

金融機関本部担当者は、自身が担当する金融機関への販売促進や販売支援等を行うことで、担当金融機関の販売実績につなげる役割を担うなか、担当金融機関の販売状況や販売方針といった情報を収集することも自身の役割と考えており、出向先金融機関の情報にアクセスできる出向者から情報収集を行っていました。

出向者は、出向先の金融機関のために働くことが自身の役割であると認識するなか、慣習的に金融機関本部担当者の求めに応じて情報提供を行っており、資料持ち出しにかかる出向者自身の意図や目的は認められませんでした。

※2 他の保険会社の公表後の情報については、当社商品開発等における参考情報の一つとしています。

3. 発生原因

当社営業部門では、金利・為替などの市場環境や競合他社との利率比較により、お客さまニーズが変化していく銀行窓販ビジネスにおいて、情報収集が重要であるとの認識がありました。この点、情報収集にあたっては、金融機関本部担当者が相対するプロパーの社員との関係構築に努め、適切なコミュニケーションの範囲で情報収集を行うべきですが、安易に出向者に資料提供を求めるようになったことが背景にあったと考えています。

本件の発生原因の詳細は以下のとおりです。

(1) 経営機密情報への認識の甘さ

経営機密情報にかかる機密性や重要性については、一義的には情報を保有している企業等が判断するものであり、外部ではその重要性等を判断・認識できない情報も存在します。この点、出向者ならびに金融機関本部担当者は、出向者がアクセスできる情報について、出向先にとっての重要性あるいは機密性の高さに意識が及ばず、また、その可能性も考えることなく、安易且つ軽率に取扱いしており、経営機密情報への認識の甘さがあったものと考えています。

(2) コンプライアンス意識の不十分さ

出向者は、不適切な手段で入手していた資料について出向先から許可を得られないと考えていました。また、金融機関本部担当者は出向者が許可なく持ち出していることを認識していました。

上述した経営機密情報への適切な認識があれば、無許可で資料等を持ち出すことを抑止できたとも考えられます。しかしながら、安易に不適切な方法にて情報を持ち出しており、経営機密情報への適切な認識のみならず、関係者のコンプライアンス意識が不十分であったと考えています。

(3) 出向者や金融機関本部担当者をはじめとする関係者への教育不足

コンプライアンス部門では、経営機密情報に関する研修の実施やコンプライアンス・マニュアルへの掲載などを行い、周知を図っていましたが、本件事象発生を踏まえると、これまでの取組では十分ではなかったと考えています。

具体的には、これまでの教育・研修は、当社内の経営機密情報・個人情報の取扱いに焦点を当てた内容に留まっており業務上知り得た出向先の経営機密情報等の取扱いに係る内容の徹底が十分でなかったこと、金融機関と当社における情報取扱等の対応ルールを出向者に十分示せていなかったこと等が挙げられます。

(4) 組織・風土の問題

これまで、コンプライアンス意識の向上やリスクカルチャーの醸成に資する取組みを進めてきましたが、本件事象が発生したことについては、前例踏襲意識の存在と、世間一般の常識と照らして問題ないかを意識し、気付く姿勢の不足が依然として残っていると考えています。

また、コンプライアンス部門、リスク管理部門の第2線組織、あるいは内部通報制度を担当する法務部門においては、当該取組みや内部通報制度の活用促進に取り組んでおりましたが、本件事象を受け、従前の取組が十分であったとは評価できず、更なる強化の余地があると考えています。

4. 再発防止策

上述した「事故発生原因の分析・問題認識等」の4つの視点への対応として、以下の再発防止策を実施いたします。

(1) 出向政策の見直し

金融機関本部担当者が当社からの出向者に安易に期待し、これを受けて出向者がアクセス可能な出向先の資料を許可なく持ち出していたことを踏まえ、募集代理店への出向政策を見直すこととし、募集代理店への出向にかかる内規を策定しました。なお、現出向者については、2026 年 3 月末までに帰任させる予定です。

(2) 情報取得・取扱ルールの整備と徹底

出向先や取引先にかかる経営機密情報に関する教育を実施するとともに、適切な情報取得・取扱にかかるルールを整備し、その周知徹底を図ります。また、不適切な情報取得等による関係法令等への抵触についても理解を深め、適切な情報取扱に関する意識の向上を図ります。[2025 年 11 月～]

(3) ディフェンスライン：第 1.5 線※3 の整備・機能強化

コンプライアンス部門（第 2 線）による営業部門（第 1 線）への教育や牽制に取り組んでいましたが、本件事案の発生を踏まえ、第 1 線内にコンプライアンスやリスク管理を担う第 1.5 線機能の体制整備を組成し、強化します。[2025 年 12 月～]

※3 いわゆる「第 3 線（スリーライン）ディフェンス」（金融機関の内部統制とリスク管理を、
①事業部門（第 1 線）、②コンプライアンス・リスク管理部門（第 2 線）、③内部監査部門（第 3 線）の 3 つの役割に分類し、それぞれに責任と機能を分担させる考え方）における、
①事業部門（第 1 線）内のコンプライアンス・リスク管理機能。

(4) 全社的なコンプライアンス意識の醸成と内部通報制度の拡充

本件ではコンプライアンス意識を欠いた行為が認められたことから、情報取得・取扱ルールの遵守のみならず、倫理・道徳的な観点においてもコンプライアンス意識を高める教育を継続的に実施します。また、コンプライアンス上の不安や疑義がある場合には、周囲への相談だけでなく、内部通報制度の利用などを促し、問題の未然防止に取り組めます。[2025 年 10 月～]

なお、内部通報制度に関しては、半期ごとに社内のイントラネットで情報発信を行うほか、全従業員へのアンケートの実施などを通じた利用促進策を進めます。
[2025 年 9 月～]

【本件に関するお問い合わせ先】

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター
電話番号：0120-625-566（通話料無料）
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（祝日、12/31～1/3 を除く）

以 上